

支援等のための体制整備への取組みに関する意見

大久保恵美子

犯罪被害等を受けた、犯罪被害者及びその遺族・家族（以下被害者という）は、事件直後は衝撃が大きいいため、呆然自失状態になり混乱しており、自ら支援を求めることも、回復のために何が必要なかを判断することもできない状態に追い込まれてしまいます。

平成13年の「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」の23条第2項に規定された“犯罪被害者等早期援助団体”は、そのような状況にある被害者に対し能動的に接し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者が再び平穏な生活を営むことができるように支援する事業を適切かつ確実にこなす、と認められる非営利法人を指定することができることとされていることから、指定された被害者支援センターです。

“犯罪被害者等早期援助団体”の行う事業は

- ① 犯罪被害等に関する相談
- ② 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による犯罪被害等の援助（直接的支援等）
- ③ 犯罪被害者等の支援に関する広報活動および啓発活動
- ④ 犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助等です。

警察から情報を得て、被害後間もない混乱状態にある被害者のもとに出向き、その時期に応じた適切な支援を提供することができます。

しかし、NPO 全国被害者支援ネットワーク傘下の“犯罪被害者等早期援助団体や”“早期援助団体を目指す団体”として、各地に設置された被害者支援センターの活動については、まだ関係機関や社会に十分周知されていない状況にあります。そのため、犯罪に遭い人を信用できなくなっているうえ、二次被害にも苦しめられている被害者は、不安が大きく紹介されたとしても自ら連絡を取ることが困難な状況にあります。

それでも、犯罪被害者からの相談件数や直接支援件数は年々増加していますので、被害者支援団体が果たす役割はますます大きくなっています。

その重要性を理解していただくため、“犯罪被害者等早期援助団体”の支援を受けた被害者の方々がその思いや願い等を書いた「犯罪被害者の声」を提出します。

犯罪被害者自身が“《日本のどこに住んでいても、自分たちと同じように、被害直後から適切な支援が受けられ、被害に遭う前の平穏な生活を一日も早く取り戻すことができるように、支援センターの活動の充実を図ってほしい。もし、支援センターがなかったら今の自分はない、支援センターがあると思うと生きる勇気が湧いてくる。》等と願って書いてくれたものです。

この文集をお読みいただければ、被害者支援センターが被害者の方々の被害回復に大きな役割を果たしていることや、その活動の重要性をご理解いただけたらと思います。

しかし、財政難であるがゆえに、適切な人材の確保ができず支援の拡充や充実もできない民間支援団体の現状を理解していただき、早急に民間団体への財政援助を具体化し実践して下さるようお願いいたします。

犯 罪 被 害 者 の 声

- (社) みやぎ被害者支援センター・・・・・・・・・・ 3 ページ
- (社) やまがた被害者支援センター・・・・・・・・・・ 4 ページ
- (社) ふくしま被害者支援センター・・・・・・・・・・ 5～6 ページ
- (N) 被害者支援センターすてっぷぐんま・・・・・・・・ 6～7 ページ
- (社) 千葉犯罪被害者支援センター・・・・・・・・・・ 7～8 ページ
- (社) 被害者支援都民センター・・・・・・・・・・ 8～19 ページ
- (N) 神奈川被害者支援センター・・・・・・・・・・ 19～20 ページ
- (社) 被害者サポートセンターあいち・・・・・・・・・・ 20～21 ページ
- (社) 京都犯罪被害者支援センター・・・・・・・・・・ 21～22 ページ
- (N) 大阪被害者支援アドボカシーセンター・・・・・・・・ 22～27 ページ
- (社) くまもと被害者支援センター・・・・・・・・・・ 27～28 ページ
- (社) 沖縄被害者支援ゆいセンター・・・・・・・・・・ 28～29 ページ

今年の4月11日で娘は生きていれば丁度30歳の誕生日を迎えます。

思えば、娘は10年前の12月、中学校時代の先輩に呼び出され、身に覚えのない言いがかりでマンションに監禁されて、関係ない共犯者を含む8人から殴る蹴るの暴行を繰り返し受け、遂には死に至らしめ、さらに遺体を焼いて棄てるという残忍極まりない方法で殺されました。

成人式の晴れ着姿を楽しみにしていたのに、家族みんなと選んだ晴れ着に袖を通すことなく死んでいったのです。

以来、我が家から、心から笑い合ったり、何かを楽しんだりすることはなくなりました。娘を殺されたショックと失った悲しみの中で、警察からの事件説明、遺体との対面、葬儀、そして刑事裁判等々、事態は私たちの心を置き去りにして目まぐるしく進んでいきました。

今、10年間を振り返りよくここまで歩めたなと思っています。

当時、みやぎ被害者支援センターは設立していたものの電話相談だけの活動でしたので、私達遺族は担当警察署の刑事さん達に何でも聞き相談し、大変助けられましたが、検察庁の事情聴取や公判前の担当検事との事前打ち合せ、裁判等々、非常に心細く不安でしたし、マスコミの取材攻勢も凄まじいものがあり、身を守るのも大変でした。世の中の誰をも信じられなくなったのもあの頃でした。

現在、みやぎ被害者支援センターは、直接支援、自助グループ等々活動の幅が大きくなったので、検察庁や裁判への付き添い、マスコミからも守っていただけの今の体制にとっても心強さを感じます。

平成16年にみやぎ被害者支援センターの中に設立された自助グループは、私の夫も中心になって声を上げたものですが、現在の自助グループの活動を見ずに夫は病で倒れ、帰らぬ人になりました。

今私は、毎月1回の自助グループの集まりがなかったら、精神的におかしくなっていたらと思う。自助グループの皆がいて、安心して自分をさらけ出せる場があったから、仲間がいて仲間の頑張りや苦しみ、悲しみも共有出来たから、私ばかりが落ち込んでられないのだと勇気づけられ、少しずつ立ち直ることが出来ました。そして、他の被害者遺族の仲間にも少しでも役に立ちたいと事件当初からこれまでの体験の中での情報を報告したり、社会にメッセージを発信出来るようになっていきます。

みやぎ被害者支援センターがなかったなら、世の中への不信感と恨みだけで生きていたかも知れません。

この10年間で娘を殺した犯人8人のうち2人はすでに出所しています。その度に心は揺れ動きます。失った者は帰ってきません。そして、悲しみも苦しみも消し去ることは出来ませんが、みやぎ被害者支援センターの支援員や自助グループの仲間を支えられながら、苦しみを少しずつうすめ、次に向かうエネルギーを蓄電していけたらと思っています。

今年の成人式のニュースほど、心をかきむしられたことはありません。事故当時6歳だった娘が迎えるはずだった大切な晴れの日なのに、何もしてあげられないことを娘に詫びながらも、とにかくその日が一秒でも早く私の傍から過ぎ去ってくれることを必死に祈ることしかできなかったのです。周囲の方たちからは事故からもう何年も経ったのだから気持ちの整理がついているように思われがちですが、時を重ねれば重ねるほどに募る想いがあり、深まる悲しみがあるのです。それは楽しいはずの記念日が巡ってくるほどに、心を絞めつけるものだというのを今年また痛切に思い知らされました。

当時は事故の知らせさえ警察からなく、どこからも何の情報も入らないばかりか、何一つ知らされることもありませんでした。いきなり真っ暗な荒れ狂う海に投げ出されたような、なすすべもない状況に陥りました。自分を救ってくれると信じていた司法からは裏切られたように感じ、社会からどんどん孤立していく自分をどうすることもできなかったのです。必死の思いでなんとか市役所に行き助けを求めましたが、自分が望んでいるような対応をしていただくことは当時叶いませんでした。

現在、各都道府県に被害者支援センターが設立し、また平成16年犯罪被害者等基本法が制定されてからは、被害者を取り巻く環境が劇的に変わり始めています。私は山形で被害者支援センターの発足から携わる機会を与えられ、もう二度と自分のような思いをする被害者を出してはいけない、娘の死を無駄にしたくないという想いを大切に、被害者に必要な支援センターの設立に向け意見交換をさせて頂きました。今振り返ると、その過程の中にはまるで、幼子を育て上げているような感覚があったように思います。

その支援センターは平成16年5月に設立されました。現在、やまがた被害者支援センターとして名称も改め設立から3年後の19年4月には社団法人化の許可を受けることが叶い同11月公安委員会から「早期支援援助団体」の指定を頂きました。ここまで成長できたのは、これまで関わって下さった多くの方々からの支援とご協力のお陰だと心から感謝しております。センターを通じて出会うことができた多くの方々に教えられ、力を与えて頂きました。そしてその一つ一つが今自分の中で大切な部分を占めています。

事故当時味わった孤独感、喪失感、絶望感はこの先私の中から一生消し去ることはできません。でもだからこそ被害者支援センターの必要性、重要性を人一倍強く感じているのです。いつどこでどんな被害に遭ってしまったとしても、適切な支援が適切な時期にその方の元に届く体制作りが各センターで少しでも進むことを、そしてセンターに関わって頂いている方々の熱意がより深まり、支援センターの果たせる役割がより深いものとなることを願わずにいられます。

私が、福島被害者支援センターに初めて伺ったのは、昨年の7月のことでした。

私の長女は、4年前の2005年8月交通事故で死亡いたしました。中学3年生14歳でした。

私は、私と同じように子どもを交通事故で亡くした人との交流を全く持たないまま、過ごしておりました。

事故から一年が経過しても、思考は混乱したままで、生きることの虚しさは、ますます強くなるように感じ、どのように闘えばいいのかも分からないまま、民事裁判をし、それも既に終わっておりました。

昨年6月、ある方を通じて、交通事故で息子さんを亡くされた福島市の方の連絡先を教えていただくことができました。さっそく連絡をいたしました。

子どもを失ったという同じ立場で、共感しあえることがたくさんありました。

そして、その方から、被害者支援センターで自助グループの集まりがあるので、一緒に参加してみませんか？とお話をいただき、私も参加させていただくことにしました。

子どもを失った哀しみは、消えることはありません。ほとんどの哀しみは時間が解決してくれると言われ、私もそうだろうと思ってきましたが、子どもを亡くした哀しみは、時間が経てば軽減されるというものではないことを実感しました。時間が経つほどに、ますます哀しみは深く重く、心の奥底に沈んでいくような気さえしました。

未来に瞳を輝かせ、精一杯努力していた娘を失った嘆き、幸せだった家庭の平穏が一瞬にして壊されたことへの怒り、娘を救うことができなかつた後悔。いくら考えても答えなど出るはずもないのに、それでも考え続け、ただ涙が流れるばかりでした。

しかし、現実では、長女を失う以前と変わらぬように日常生活を送らなければなりません。

そんな時に、自助グループに参加したのでした。

子どもを失ったという同じ状況にある人と話し合うことは、生々しい事故の様子を思い出すことにもなりますが、それでも意義は大きいと思いました。他の方の話される哀しさや悔しさに共感し、一緒に涙を流し、そうすることによって、今はいない娘への思いを新たにして、帰路に着くことができました。

どうしようもない孤立感と閉塞感に押しつぶされそうな時、共感しあえる人がいる、他の人には理解してもらえないと思っていたことを話す場所があると思えることで、一人ではないという安心感を持ちました。

また、被害者支援センターに伺ってすぐに、私たちは娘を『生命のメッセージ展』に参加させることに決めました。福島市での『生命のメッセージ展』開催は、被害者支援センターの皆さん、そして多くの方のご協力によって、たいへん素晴らしく意義深いものとなり、大成功を収めました。娘もとても喜んでるように思いました。

被害者支援センターの皆さんは、『話をしたくなったら、いつでも大丈夫だ

からね。』と言って下さいます。そして、いつも私の心と体を気遣って下さいます。その言葉が、どんなにありがたく嬉しいことでしょう。皆さんの優しさに励ましていただきながら、今日も何とか頑張ろうと思って生きています。

被害者支援センターの皆さんは、いつでも私たちを暖かく迎えて下さいます。これからも、私たちのように孤立して、誰にも相談できずに悩んでいる人たちの、大きな支えになって下さると思います。

私は、この出会いを大切に、これからもお世話にならせていただくつもりでおります。

お手数をおかけしますが、今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

(N) 被害者支援センターすてっぷぐんま

強盗殺人事件遺族

匿名希望

私たちの実家で一人暮らしの姉は、近くの病院に入院している高齢の母を日々見舞いながら静かに生活をしておりました。

そんなやさしく最愛の姉を2008年7月、犯人は忍び込み、姉を殺し金品を盗んで行きました。

近所の方から事件の知らせを受け、私たち姉妹はすぐに駆けつけ姉の死を知りました。余りにも突然のことでしばらくは信じる事が出来ませんでした。

私たちの大切だった姉の死の悲しみと、姉を殺した犯人に言いようのない憤りを押さえる事は出来ませんでした。

わたしたち姉妹は悲しみのうちに、なんとか姉の葬儀を行うと共に入院している高齢の母に、姉の死を知られないように神経を集中致しました。

後日、警察の方のご尽力で犯人が逮捕されました。犯人は若く遊ぶ金欲しさに犯行を繰り返していたとの事。改めて最愛の姉が可哀想で、また犯人に対して怒りがこみ上げて参りました。

同年12月、第1回目公判日の説明会で警察の方から被害者支援センターの紹介を受けました。その時、初めてこの様な被害者支援団体がある事を知りました。

しかし、その際には姉の事と裁判の事で気が動転していて、支援センターの方にまともなご挨拶が出来なかった事を今でも申し分けなく思っております。

その後、被害者支援員の方は毎回の公判にお越しくださり裁判の行方を見守ってくださっていました。

更に、遺族として意見陳述の機会が与えられましたが、私たちにとって陳述書をどう書けば良いのか戸惑っていた時に、支援センターから過去の参考事例文を送って下さいました。そのおかげで意見陳述書を書き上げる事が出来ました。

判決が出て、犯罪被害者等給付金の申請については直接警察に聞きにくい事もあり、支援センターの方に相談させて頂きました。親切に対応して頂くと共に警察にも趣旨を伝えて頂いたお陰で、その後の処理もスムーズに処理して頂く事ができました。感謝しております。全てが終わった今でも支援センターは、私どもの精神的な面で支えになっております。

この様な悲しい事件が現在日本では多発しております。そんな時にこの様な

支援団体が遺族と行政機関との間に入って頂いている事はとても必要な事だと思います。今後とも更なる支援活動となりますよう希望致しております。感謝

(社) 千葉犯罪被害者支援センター

傷害事件被害者の両親

匿名希望

当時中学生だった娘は、自宅マンション前で待ち伏せしていた男に鋭利なナイフで全身を数箇所にあたって刺され、重傷を負いました。4回の心肺停止状態を経て、なんとか命を取り止めたのですが、下半身麻痺で一生車椅子の生活を余儀なくされてしまいました。

支援センターの方とは、事件の1ヵ月後、娘がICUから個室に移った段階で会い、支援を受けることになりました。私たちは莫大な治療費の支払いに困惑しておりましたので、治療費の支払い方法、犯罪給付金についての説明を受けました。娘の容体はまだ油断の出来ない状況でしたが、警察、検察庁の事情聴取が病院内で行われることになり、娘の希望で支援センターの方に付き添っていただき、無事に終えることが出来ました。

裁判へ向けて、意見陳述書の作成をお手伝いしてもらったり、検事との打ち合わせや紹介頂いた弁護士事務所での相談の際には、いつも同行して下さいました。また、地方裁判所の公判での付き添い、さらに控訴されたため高等裁判所への付き添いもしていただきました。この間のマスコミへの対処や障害者として受けられる公的支援の手続き等に行政への付き添いもしていただきました。

事件後しばらくは、娘の容体や一生自分の足で歩けなくなるという事実をどう本人に伝えるかということで頭が一杯で、裁判などのことまで考えられませんでした。そのような中で、支援センターの方たちが刑事手続きの流れなどを丁寧に何度も説明してくれたので、気持ちを強く持つことが出来るようになりました。あの時、支援センターの助けがなかったら、私たちはどうすることも出来なかっただろうと今も感謝の気持ちでいっぱいです。

かれこれ1年にわたる支援をいただきました。その間不安な気持ちで落ち込んでしまうことも多かったのですが、間々で支援センターの方が架けてきてくれる電話はとても心強くありがたいものでした。今も、時々電話を架けてきてくれて様子を聞いてくれます。

自分が被害者にならないとわからないかもしれませんが、私たちは被害者支援センターの存在を一人でも多くの方たちに知ってもらいたいと心から願っております。

(社) 千葉犯罪被害者支援センター

性暴力被害者

匿名希望

数年前、私は性的被害に遭いました。久しぶりに会った友人たちと楽しくお酒を飲んだ帰り道のことでした。

被害に遭った直後は、不思議なことに、まるで人ごとのように感じていましたが、時間が経つにつれて、我が身に起きたことだと徐々に自覚するようにな

りました。その時の恐怖とショックの大きさは、表現のしようがありません。思い出したくなくても、ふとした時あの日の出来事が甦ることもあり、その度に激しい動悸で呼吸が苦しくなったり、手が震えたりしました。死んでしまえば楽になれるかもしれないとさえ思ったほどです。

そんな時、インターネットで犯罪被害者支援センターの存在を知りました。最初は相談しようかどうか、どう相談したらいいのか悩んだのですが、友達や警察の後押しがあったのと、早く楽になりたい思いで、私は勇気を出して支援センターに電話をしました。

自分のペースでとはいえ、あの日のことを思い出しながら、相談員の方に我が身に起きたことを話していくのは、想像以上につらく苦しいものでした。でも、話せば話した分だけ、気持ちが楽になっていきました。驚いたことに、被害に遭った日から外出するのも怖かったのが、少しずつ距離が伸びていき、県外にも行けるようになりました。

時々、あの日のことを思い出することがあります。でも今は、過去の出来事として、落ち着いて受け止められるようになりました。言いようのない恐怖に泣くこともありません。やっと、外出好きであちこち出掛けるのが大好きな元の自分に戻れたのではないかと、担当していただいた相談員の方をはじめ、支援センターの皆様に深く感謝しています。

(社) 被害者支援都民センター

交通犯罪被害者遺族

小畑智子

平成10年7月12日、当時20才の長男を飲酒運転ひき逃げの悪質な交通犯罪によって命を奪われました。12年近く経った今も加害者からの一度の謝罪もなく悲しみと悔しさは決して薄れる事はありません。当時は懲役2年の判決でも重いほうと言われて納得できませんでしたが、何をしても息子は戻らないとの思いで辛い事から逃げて民事裁判は起こしませんでした。

当時の私は全ての感情を閉じ込めてしまい、加害者に対する憎しみさえも薄れていた気がします。同じような悪質な運転で命を奪われた遺族の方々が刑法改正の署名活動をするのをテレビなどで見る度に、親として何もしなかった事を責め辛い日々を送っていました。

そんな悶々とした日々の中、何気なくつけたテレビで被害者支援都民センターを知りました。その日は息子の二度目の命日でした。余りにも偶然で息子に導かれたとの思いでその場ですぐに電話をしました。私はそれまでの2年間、人様の前では取り乱して泣く事もなく、家族であっても悲しみの乗り越え方には違いがあり、お互いの気持ちを思うと辛すぎて、心のすべてを話す事は出来ませんでした。

支援センターでは1年間面接をして頂き、それまでずっと閉じ込めていた心の内を何もかも安心して話す事が出来ました。その後、自助グループに参加することで、同じ体験をした人達が心を共有することで少しずつ前向きに考えられるようになりました。

ある日突然被害者となり、それまで知らずにいた世の中の不条理にすべてが信じられなくなりました。そんな時、出逢った支援センターの方々の温かな心に

触れ、支援して頂いた事で少しずつ癒されることができました。

年月が経った今も季節の移り変わりや事あるごとに私の心は打ち拉がれます。

最愛の家族を理不尽に奪われ、悲しみと悔しさは一生変わることはありません。支援センターで毎月行われる自助グループは、私にとって今も自分の気持ちを安心して話せる唯一の場所です。被害直後から被害者支援と出会い、司法制度などの情報提供やその時々に必要な支援やアドバイスが頂けたならどれ程心強いかと思います。

遺族などが介入できる新しい法律も出来、全国どこにいても支援を受けられるよう望むと共に早期支援の必要性を強く感じています。

(社) 被害者支援都民センター

強盗殺人事件被害者遺族

佐藤咲子

事件の概要

犯罪被害の心の傷に苦しみつつ今年の12月で46年目になります。

「エッ？46年前の事件の事ですか？」と遠い過去のように言わないでください。

昭和39年12月18日、強盗目的、計画的殺人により両親は散弾銃で撃たれ、犯人の自己の欲望という不法暴力により、何ひとつ抵抗出来ず、限りある命を全うする事なく命を奪われた両親の無念さが“血の出る叫び”として私の胸に突き刺さり伝わります。

衝撃を受けた15才の私の生き方も、この世に不用な存在、生きる価値無い者と投げ出された心に支配され、真に喜びを得る事のない、無気力で目的を持っていない生き方でした。

15才で両親を失ったので未成年後見制度が適用され、血族に頼るもので、公的支援・援助も無く、まして心のケアすら考えられぬ時代、犯罪被害の傷と向き合って生きて来ました。しかし加害者は手厚い保護の下で、不公平な税金の使われ方の理不尽さに押し潰されそうな歩みでした。

“その歳でまだ泣くのか？”と心ない言葉に何故涙が流れるのか自分でもわからず…。しかし心は悲鳴を上げSOSを発していたのです。被害者支援都民センターに助けを求めました。

支援センターが癒しの場

「長年封印した悲しみを話す事で心が癒されるのですよ」と支援員の方に教えて頂き、月1回の会で事件の概要をくり返し話す事と、同じ心の傷を共有する方々と一緒という安心感で安らぎの場を得ました。

支援員の温かいお心を頂いております。命日には“千の風を大切に”、ご両親の冥福をお祈り致します、とお葉書を頂き、決して溶ける事はないと思っていた心の奥の氷河が溶けるのを感じています。

センターの重要性

法の整備がされたとしても、人の心を癒すのは、心の温もりであるからです。心の癒しを見守る愛のバトンタッチがとぎれる事なく引き継がれます事を心から願います。